

**盛岡市における
地域共生社会の実現に向けた
地域福祉の推進**

【盛岡市重層的支援体制整備事業実施計画】

～支え合い、助け合い“つながる”まち・もりおか～

令和5年4月

保健福祉部地域福祉課

目次

1	重層的支援体制整備事業の概要	1
	(1) 背景・目的	1
	(2) 事業実施	2
	(3) 交付金の一本化	3
2	計画の位置付け	4
3	重層事業の実施内容及び実施体制	6
	(1) 包括的相談支援事業（法106条の4第2項第1号）	6
	(2) 参加支援事業（法106条の4第2項第2号）	9
	(3) 地域づくり事業（法106条の4第2項第3号）	12
	(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法106条の4第2項第4号）	15
	(5) 多機関協働事業及び支援プランの作成（法106条の4第2項第5号及び第6号）	16
4	重層事業支援会議	19
5	連携体制の構築	19

Ⅰ 重層的支援体制整備事業の概要

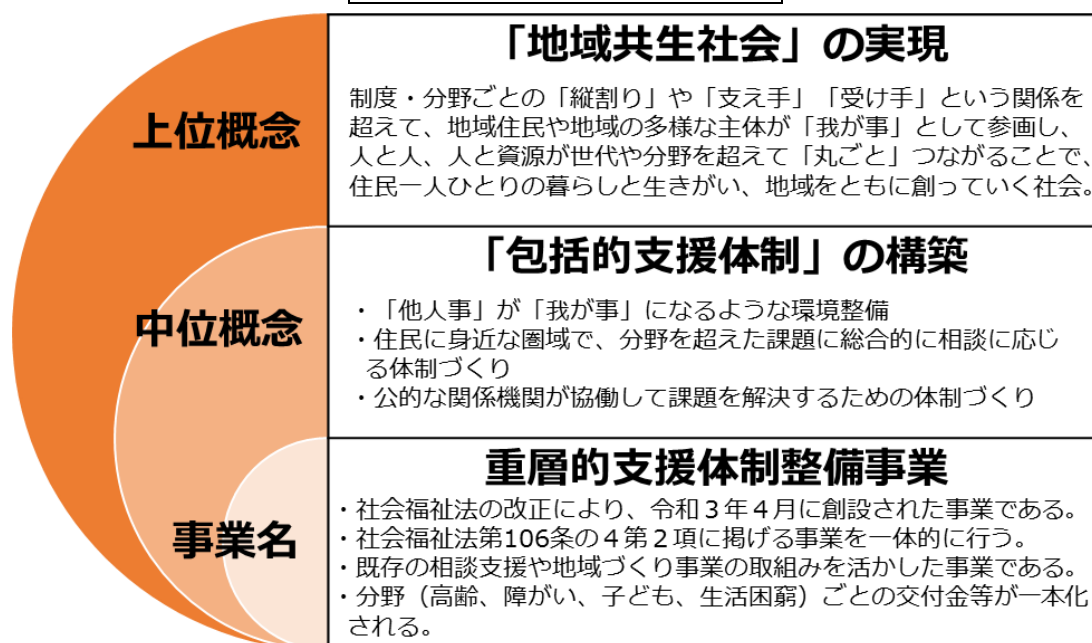
(1) 背景・目的

国は、少子高齢化や人口減少、地域社会の脆弱化、福祉ニーズの複雑化・複合化等、社会構造が変化する中で、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組みを進めるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、「重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）」を創設した。

重層事業は、地域共生社会を理念とし、関係機関が協働して課題を解決するための「包括的支援体制」の構築を目指すものである。

本市では、既存の取組みを活かしつつ、市全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らずワンストップで受け止め、つながり続ける支援体制を構築することで、「第2期盛岡市地域福祉計画」の基本理念である「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」を目指すものである。

盛岡市における概念の整理



(2) 事業実施

縦割りの分野別支援体制の壁を低くすることで、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

①属性を問わない相談支援（法第106条の4第2項第1号）

②参加支援（法第106条の4第2項第2号）

③地域づくりに向けた支援（法第106条の4第2項第3号）

を柱とする支援を一層効果的かつ円滑に展開できるよう、

④アウトリーチ等を通じた継続的支援（法第106条の4第2項第4号）

⑤多機関協働による支援（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

を新たな機能として付加し、①から⑤までの各事業を一体的に実施するものである。

法第106条の4第2項に係る事業

		事業名	既存制度の対象事業等	担当課
第1号	イ	包括的相談支援事業（既存事業）	【介 護】包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	長寿社会課
	ロ		【障がい】相談支援事業	障がい福祉課
	ハ		【子ども】利用者支援事業	子育て世代包括支援センター
	ニ		【困 窮】生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉第一課
第2号	参加支援事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第3号	イ	地域づくり事業（既存事業）	【介 護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	長寿社会課
	ロ		【介 護】生活支援体制整備事業	長寿社会課
	ハ		【障がい】地域活動支援センター機能強化事業	障がい福祉課
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子ども青少年課
		【困 窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業（※2）	地域福祉課	
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	令和4年度から実施	地域福祉課	
第5号	多機関協働事業	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	
第6号	支援プランの作成（※1）	平成28年度からモデル事業として実施	地域福祉課	

（注）重層的支援体制整備事業実施要綱（重層的支援体制整備事業の実施について（令和4年6月27日子発0627第7号、社援発0627第12号、障発0627第4号、老発0627第4号））に基づき、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号））に定める『生活困窮者支援等のための地域づくり事業』を第3号に位置付けて実施する。

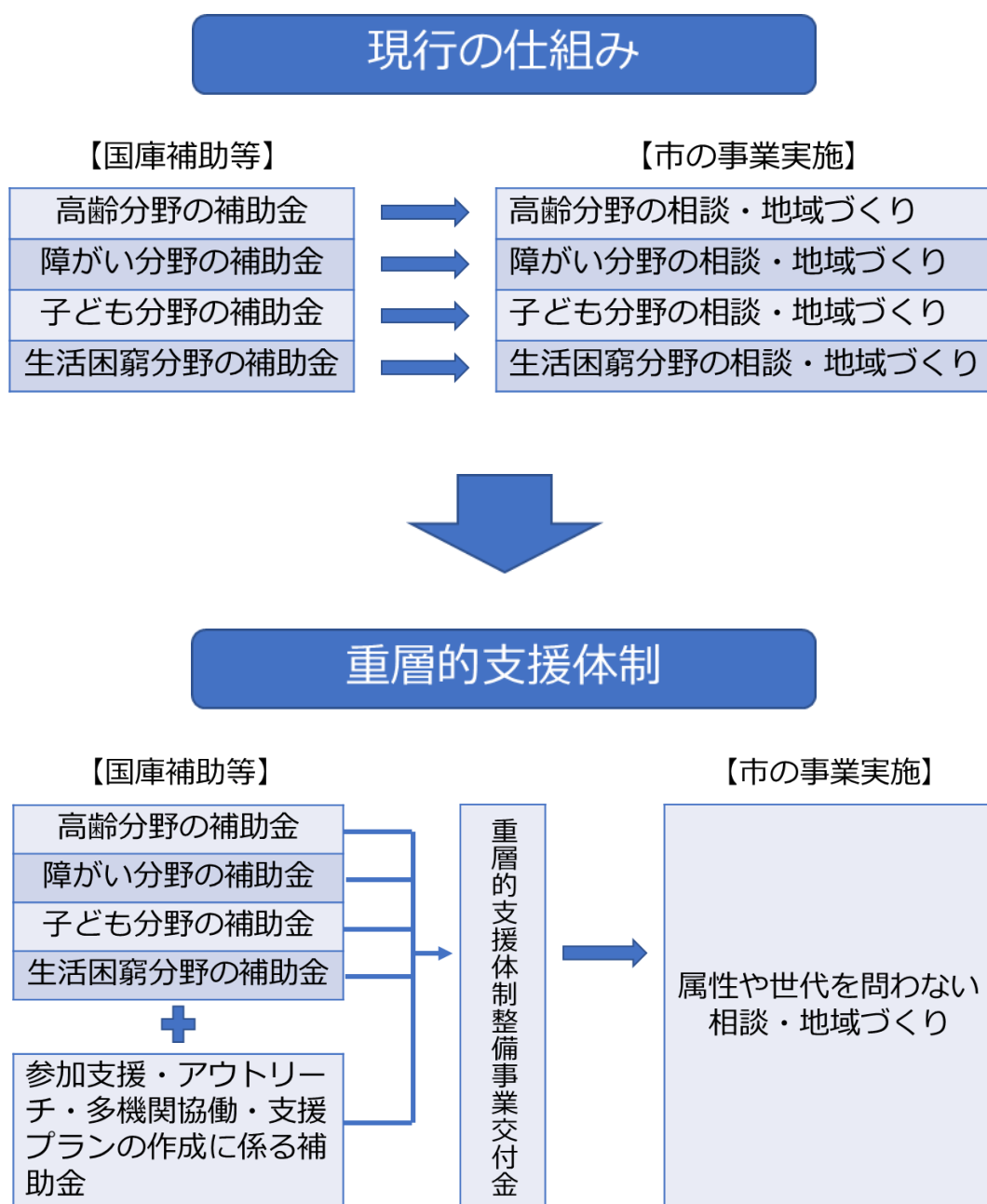
（※1）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

（※2）令和4年度から実施。

(2) 交付金の一本化

重層事業においては、従来、各分野（高齢、障がい、子ども、生活困窮）の制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる国庫補助等に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る国庫補助等を加え、一体的な執行を可能とする「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、第106条の9）として交付される。

交付金の集約により、包括的な支援体制の構築を目指す。



2 計画の位置付け

本計画は、法第 106 条の 5 に規定する計画として策定するものであり、「第 2 期盛岡市地域福祉計画」の理念である「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現」に基づき策定するものである。

さらに、本計画は、重層事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子ども、生活困窮の既存制度における事業の一部を包括化し実施するものであることから、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市障がい福祉計画」、「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」等との分野横断的な調整を図る。（法第 106 条の 5 第 3 項）

なお、計画に盛り込むべき事項（法第 106 条の 5、法施行規則第 34 条の 10）は次の項目となっている。

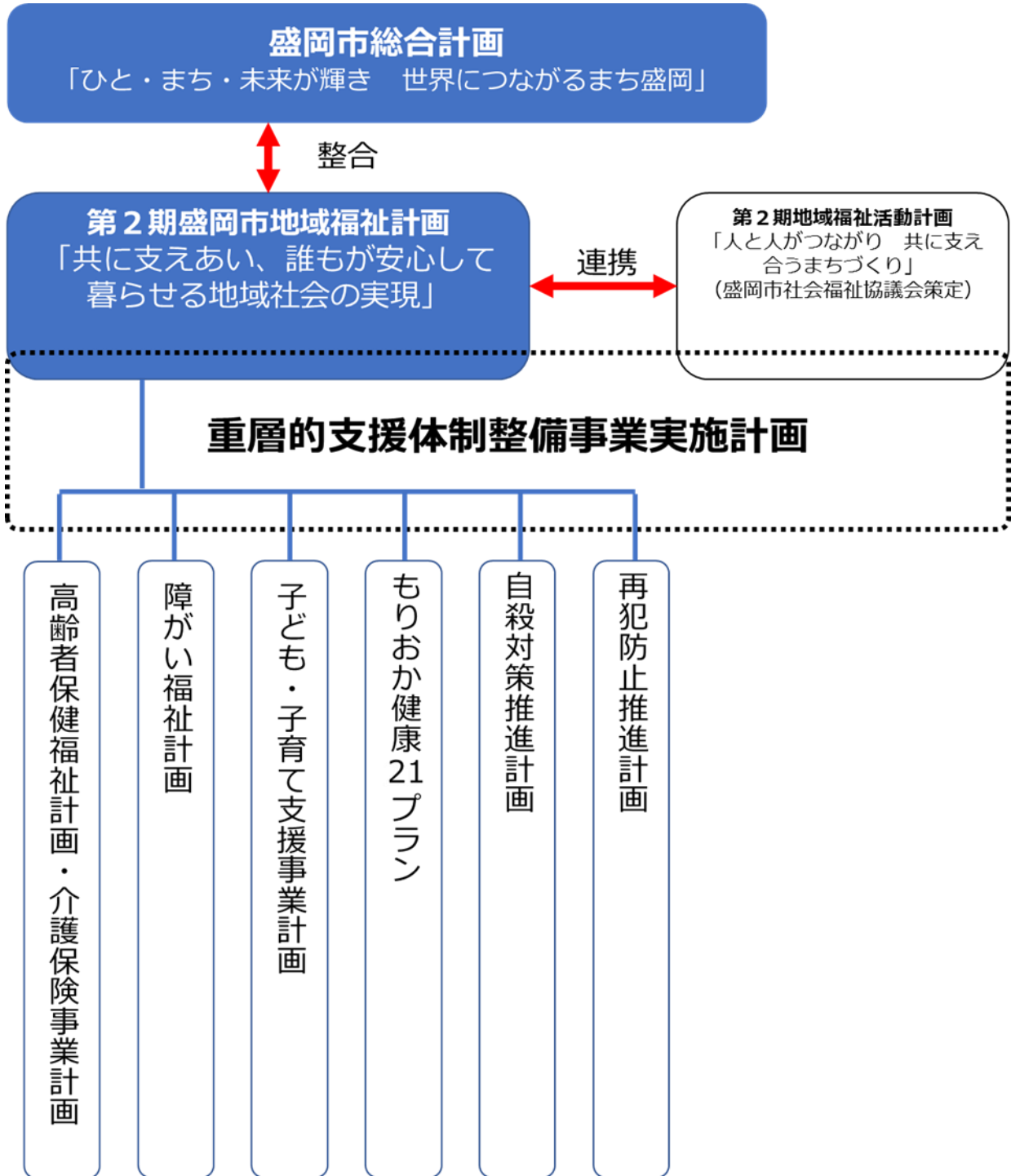
- (1) 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢・障がい・子ども・生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
- (2) 包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等事業、多機関協働事業のそれぞれの提供体制に関する事項
- (3) 重層事業の事業目標・評価指標
- (4) 関係機関相互の一体的な連携に関する事項

しかし、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について（令和 3 年 3 月 31 日子発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 16 号、障発 0331 第 5 号、老発 0331 第 5 号）の通知にある「実施計画の策定ガイドライン」においては、上記(1)から(4)までの記載事項に係る議論について、相当の時間がかかるものとされ、計画に盛り込むべき記載事項は、次の必須事項とされている。

- (1) 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態
- (2) 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制
- (3) 重層的支援会議の実施方法
- (4) 支援関係機関間の連携に関する事項

したがって、本計画においては、暫定的に上記 4 項目のみを定めることとし、その他の計画に盛り込むべき事項については、事業実績等を分析・検証し、修正を加えながら、令和 7 年度から実施する第 3 期盛岡市地域福祉計画の見直しに合わせて、整備を図っていくものとする。

各計画との関係性



3 重層事業の実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法106条の4第2項第1号）

ア 属性や世代を問わない包括的な相談

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。

イ 支援機関のネットワーク

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

ウ 多機関協働事業との連携

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

エ 対象となる事業

(ア) 高齢分野（担当：保健福祉部長寿社会課）

包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）

	実施機関	受託法人等	所在地	担当地区
1	盛岡駅西口地域包括支援センター	(福)盛岡市社会福祉協議会	盛岡駅西通一丁目	西厨川・桜城
2	仁王・上田地域包括支援センター	アースサポート(株)	北山二丁目	仁王・上田
3	浅岸和敬荘地域包括支援センター	(福)岩手和敬会	浅岸三丁目	米内・山岸
4	松園・緑が丘地域包括支援センター	(福)育心会	西松園二丁目	松園・緑が丘
5	五月園地域包括支援センター	(福)盛岡山王会	東山二丁目	築川・中野・城南・加賀野・杜陵・大慈寺
6	青山和敬荘地域包括支援センター	(福)岩手和敬会	南青山町	青山・東厨川・土淵
7	みたけ・北厨川地域包括支援センター	(福)盛岡市社会福祉協議会	月が丘三丁目	みたけ・北厨川
8	イーハトーブ地域包括支援センター	(医)謙和会	本宮一丁目	本宮・仙北・繫・太田

	実施機関	受託法人等	所在地	担当地区
9	地域包括支援センター川久保	盛岡医療生活協同組合	津志田26地割	見前・津志田・乙部
10	飯岡・永井地域包括支援センター	盛岡医療生活協同組合	永井19地割	飯岡・永井
11	玉山地域包括支援センター	(医)日新堂	好摩字夏間木	巻堀・好摩・渋民・玉山・藪川

(イ) 障がい分野（担当：保健福祉部障がい福祉課）

相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3号）

	実施機関	受託法人等	所在地
1	盛岡市基幹相談支援センター	(福)千晶会	本町通三丁目
2	盛岡広域圏障害者地域生活支援センターMy夢		
3	もりおか障害者自立支援プラザ	(福)盛岡市社会福祉事業団	三本柳13地割
4	ソーシャルサポートセンターもりおか	(特非)いわてソーシャルサポートセンター	本町通一丁目

(ウ) 子ども分野（担当：子ども未来部母子健康課）

利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号）

	実施機関	所在地
1	子育て世代包括支援センター	市保健所1階

(エ) 生活困窮分野（担当：保健福祉部生活福祉第一課）

生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）

	実施機関	受託法人等	所在地
1	盛岡市くらしの相談支援室	(認定特非)インクルいわて	内丸

オ 設置形態

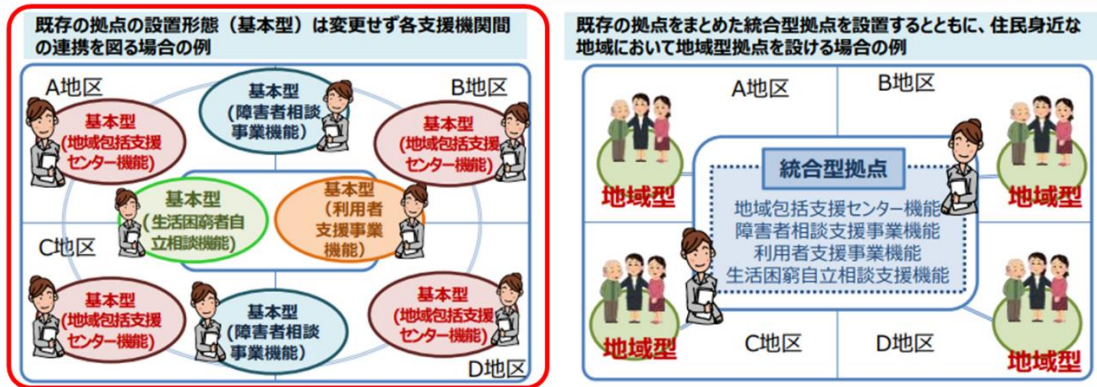
包括的相談支援事業の設置形態については、モデル事業から築き上げてきたネットワークを活かすため、既存の各分野の拠点はそのままに、他分野の支援関係機関と連携して対応する形態（基本型事業・拠

点) とする。

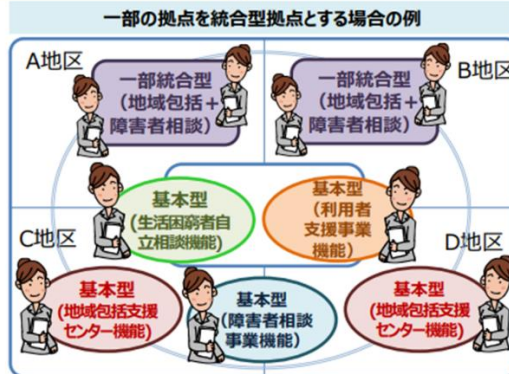
設置形態一覧

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	複合分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※介護と障がいのみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本型事業・拠点又は総合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



※厚生労働省資料より

(2) 参加支援事業（法106条の4第2項第2号）

ア 社会とのつながりを築くための支援

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や家族のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを築くための支援を行う。

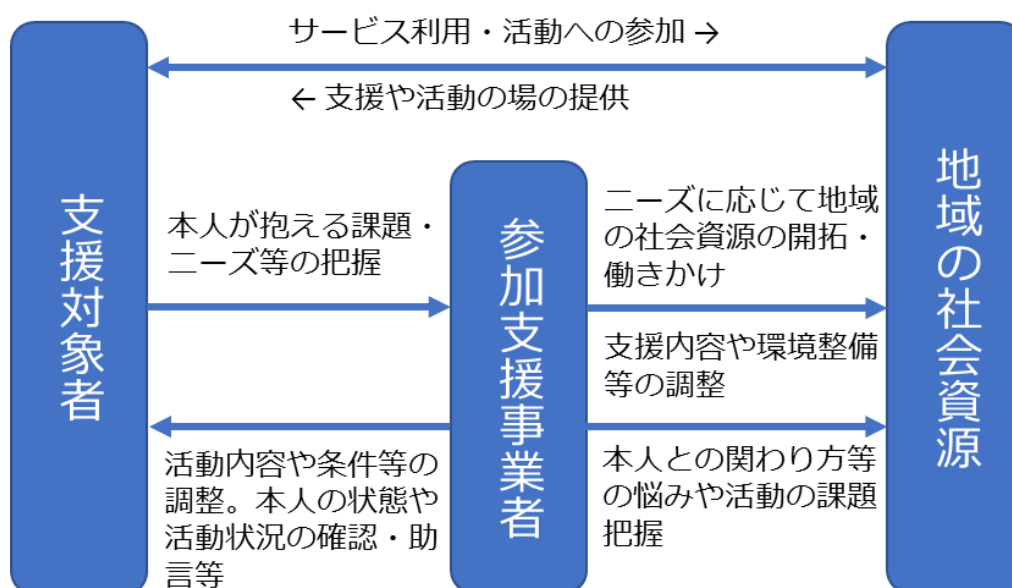
イ 支援対象者の課題等を踏まえたマッチングや支援メニュー作り

支援対象者の課題やニーズを踏まえ、地域の社会資源との間をコーディネートし、支援メニューのマッチングを行うほか、新たな社会資源の開拓を図り、支援対象者やその家族の状況に応じた支援メニューを作る。

ウ 支援対象者への定着支援と受け入れ先の支援

支援対象者と支援メニューをマッチング後も、支援対象者に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。また、受け入れ先についても随時サポートを行う。

参加支援事業イメージ図



エ 実施内容

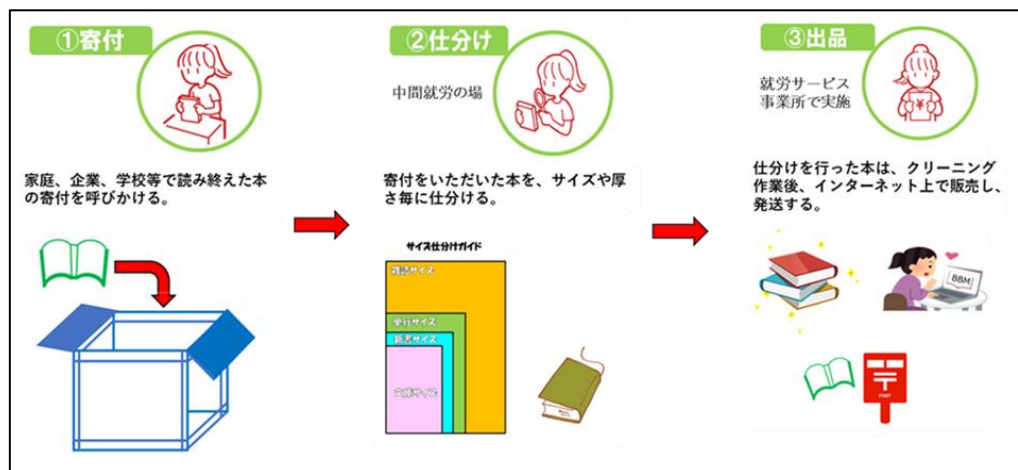
(ア) Book and Bookenergy in Morioka (BBM) (ブック アンド ブックエナジー イン モリオカ)

a 概要

一般就労が難しい、ひきこもりを経験した者等の中間就労の場（居場所）の構築を行う。市民等から読み終わった本の寄附を受け、その本の仕分け作業を行う場が、中間就労の場（居場所）となる。その後、クリーニング等を行い、販売する。その収益は作業者の工賃や福祉団体へ寄附する。

b 対象者

就労に課題を抱えるひきこもり経験者等



本の仕分け作業の様子

(イ) 住まいるプロジェクト

a 概要

認知症や障がい等により家庭ごみが捨てられない状況となり、いわゆる「ごみ屋敷」状態になっている世帯に対し、ごみの片付けと併せて、その世帯が抱える潜在的な課題の解決にも対応することで、安心して自宅で生活を続けていくことが出来るよう、住まいるの再生と笑顔を取り戻すためのプロジェクト。

b 対象者

ごみ屋敷世帯、ひきこもり経験者等（片付け作業の参加者）



住まいるプロジェクトの様子

(ウ) 畑づくり

a 概要

市民等から提供された畑でひきこもりを経験した者等が作業を行うもの。収穫した作物については、地域で開催されるイベント等で販売する等、社会参加につながるようコーディネートを行う。

b 対象者

ひきこもり経験者等



畑づくりの様子

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

(3) 地域づくり事業（法 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

ア 世代や属性を超えた交流の場や居場所づくり

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を提供する。

イ 交流・参加・学びの機会の創出

地域で実施されている個別の活動や人材を把握し、住民にとって身近な地域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせ、交流・参加・学びの機会を創出する。

ウ 地域のプラットフォームの促進を通じた地域活動の活性化

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

エ 対象となる事業

(ア) 高齢分野（担当：保健福祉部長寿社会課）

a 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）のうち地域介護予防活動支援事業

介護予防ボランティアを養成し、地域における介護予防普及啓発のリーダーを育成する。また、シルバーリハビリ体操指導者の養成を行うとともに、通いの場立ち上げを希望する団体へ指導者を派遣する等の支援を行い、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

b 生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）

高齢者が地域で暮らし続けることができるよう、買い物や移動等の生活支援体制の構築に向けた取組みの推進のため、全市を担当する第 1 層生活支援コーディネーターを保健福祉部長寿社会課に配置し、各圏域を担当する第 2 層生活支援コーディネーター兼認知症地域支援推進員を各地域包括支援センター 11 か所（P 6～7 参照）に配置している。

(イ) 障がい分野（担当：保健福祉部障がい福祉課）

地域活動支援センター機能強化事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）

a 地域活動支援センター I 型事業

地域住民ボランティアの受け入れ等を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	ソーシャルサポートセンターもりおか	(特非)いわてソーシャルサポートセンター	委託 本町通一丁目

b 地域活動支援センターⅢ型事業

地域交流（町内会等へのイベント参加、利用者の作品展の開催等）を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	ほのぼのホーム	(一社)夢現舎ほのぼのホーム	補助 乙部 29 地割 高松二丁目 山岸四丁目 上田松屋敷
2	夢 IT 工房	身障者企業組合	
3	ぐるんぱ	(特非)WaiWai-ぐるんぱ	
4	喫茶ひだまり	(特非)精神保健を考えるいわての会	

(ウ) 子ども分野（担当：子ども未来部子ども青少年課）

地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）

子どもの健やかな育ちを支援するため、子育て世代の親子が交流できる場の提供や、子育てに関する不安なことや困りごとを身近に相談することができるよう、育児のノウハウを蓄積している保育所等を拠点として、関係機関と連携しながら、地域において総合的な子育て支援を行う。

	実施機関	受託法人等	所在地
1	好摩保育所 地域子育て支援センター	(福)好摩福祉会	好摩字野中
2	愛育園 地域子育て支援センター	(福)愛育園	西松園二丁目
3	前潟保育園 地域子育て支援センター	(福)土淵朗親会	上厨川字杉原
4	なかのこども園 地域子育て支援センター	(福)白楊	東安庭一丁目
5	飯岡こども園 地域子育て支援センター	(福)白楊	下飯岡 8 地割
6	津志田保育園 地域子育て支援センター	(福)福振会	三本柳 4 地割
7	みたけ保育園 地域子育て支援センター	(福)岩手県同胞援護会	青山三丁目
8	とりよう保育園 地域子育て支援センター	市が運営	肴町

	実施機関	受託法人等	所在地
q	もりおか子育て応援プラザ ma*mall	(認定特非)いわ て子育てネット	大通一丁目

(エ) 生活困窮分野（担当：保健福祉部地域福祉課）

生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）定める事業）

地域住民のニーズ・生活課題の把握、地域住民の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する「居場所づくり」、地域福祉の担い手の育成等を行う。また、支援機関を対象としたニーズ調査（多機関連携の状況把握等も含む。）の結果を基に、地域ごとにどのような取組が可能かワークショップ等も実施し検討を行う。

	実施機関・受託法人	所在地
l	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法106条の4第2項第4号）

ア 支援が届いていない人への働きかけ

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に働きかける。

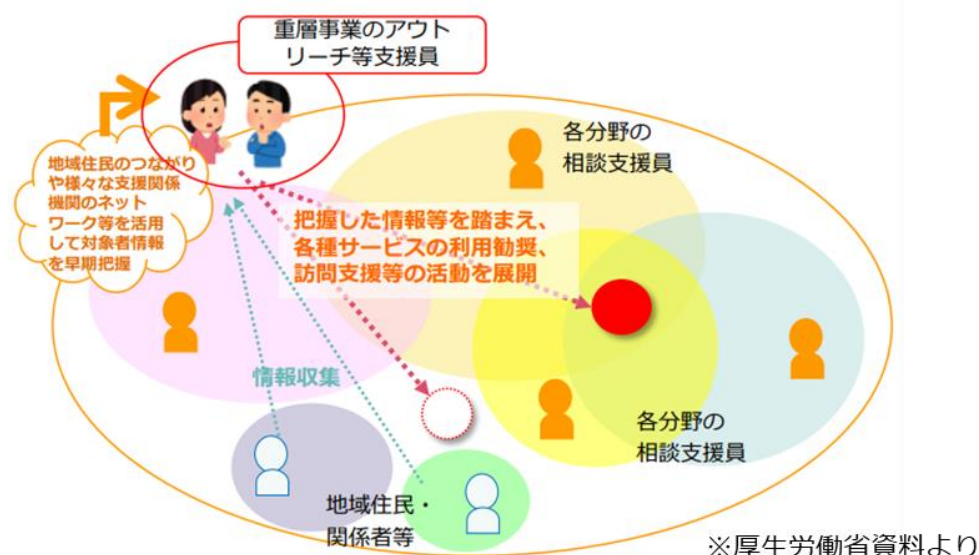
イ ネットワークを活用した潜在的な対象者情報の早期把握

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える対象者を把握する。

ウ 本人との信頼関係の構築

本人と直接対面を行うことで、継続的な関わりを持ち、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業イメージ図



- 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯
- 相談支援・アウトリーチに取り組む各分野の相談支援機関の支援員等
- 支援が届いていない者・世帯
- 居場所や交流拠点の地域住民や地域づくり事業のコーディネーター

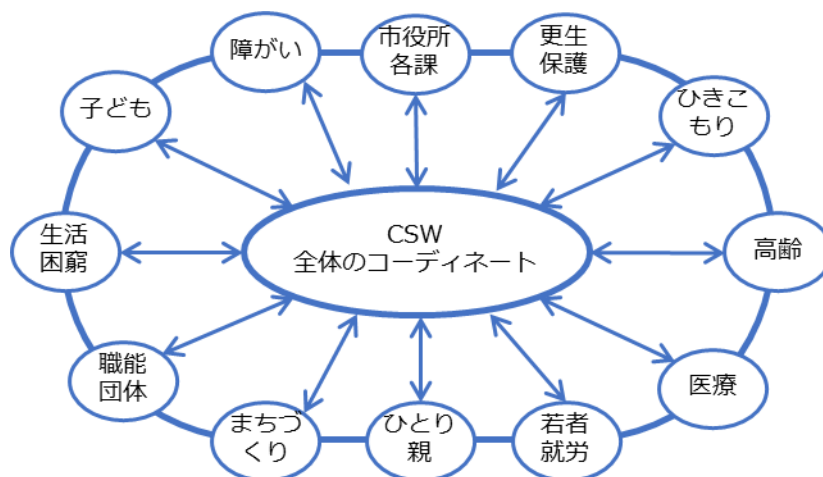
	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

(5) 多機関協働事業及び支援プランの作成（法 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び 6 号）

ア まるごとよりそいネットワークもりおかの設置

複雑化・複合化した課題へのアプローチをCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が中心となり、各分野の相談支援包括化推進員と連携し、既存の相談支援機関をサポートし、解決に向けた支援を行う。

ネットワークのイメージ図



盛岡市相談支援包括化推進員	
分野	機関名
障がい	社会福祉法人千晶会 盛岡市基幹相談支援センター 社会福祉法人カナンの園 ヒソブ工房
子ども	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット もりおか子育て応援プラザma*mall
生活困窮	特定非営利活動法人フードバンク岩手 盛岡市くらしの相談支援室
職能団体	一般社団法人岩手県社会福祉士会
共生の場・まちづくり	一般社団法人しあわせ計画舎 フキデチョウ文庫 Rashiku株式会社 きさいや もりおかワカものプロジェクト
ひとり親家庭	特定非営利活動法人インクルいわて
若者・就労	株式会社盛岡書房 特定非営利活動法人もりおかユースポート もりおか若者キャリアサポートセンター
医療	岩手県精神保健福祉士会 岩手県医療ソーシャルワーカー協会
高齢	盛岡市社会福祉協議会 盛岡駅西口ヘルパーステーション 盛岡市社会福祉協議会 盛岡駅西口地域包括支援センター
ひきこもり	ひきこもり支援室“ゆきわり”
更生保護	更生保護法人 岩手保護院
司法	岩手弁護士会 日本司法支援センター岩手地方事務所
地域	盛岡市民生児童委員連絡協議会
事務局（専任）	盛岡市社会福祉協議会

イ 「困りごとまるごと無料相談会」の実施

窓口に来られない方のために、様々な分野の専門家（相談支援包括化推進員等）が各地域へ出向き「出前相談会」を実施する。

ウ 支援関係機関の役割分担及び支援プランの作成

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの作成を行う。

エ 重層的支援会議の開催

重層事業全体を円滑に実施するとともに、支援対象者等に対する個別の支援の妥当性を担保するため、重層的支援会議を開催する。

内容により次のいずれかの会議を開催する。

(ア) よりそい会議

a 内容

重層事業につながれた複雑ケースについて、情報共有、役割分担の協議、支援プランの作成・適切性の協議・終結時等の評価を行う。
なお、取扱うケースは、対象者本人の同意を得ることが必要となる。

b 開催

定期開催（月1回）及び随時開催

c 参加者

市、社会福祉協議会、相談支援包括化推進員、支援機関（実務者）、本人等

(イ) まるごと推進会議

a 全体会

(a) 内容

取組内容や状況、課題等を共有し相互理解を深める。また、重層事業全体の評価等を行う。

(b) 開催

定期開催（年3回）

(c) 参加者

市、社会福祉協議会、相談支援包括化推進員、支援機関等

b 分科会

(a) 内容

既存のネットワークでは対応できない課題について、必要な

仕組みや社会資源の創出に向けた検討を行う。

(b) 開催

随時開催

(c) 参加者

市、社会福祉協議会、相談支援包括化推進員、支援機関等

c ケース検討会

(a) 内容

重層事業につながったケースを基に、今後の支援を円滑に行うためには、どのような取組が必要か検討を行う。

(b) 開催

随時開催

(c) 参加者

市、社会福祉協議会、相談支援包括化推進員、支援機関等

	実施機関・受託法人	所在地
1	(福)盛岡市社会福祉協議会	若園町

4 重層事業支援会議（担当：保健福祉部地域福祉課）

本市では、複雑化・複合化した課題を抱える人や世帯に対する適切な支援を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項の規定に基づき、支援会議を設け、運営する。

なお、支援会議で取扱うケースは、対象者本人の同意は不要である。

(1) 目的

情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応

(2) 開催

定期開催（月 1 回）及び随時開催

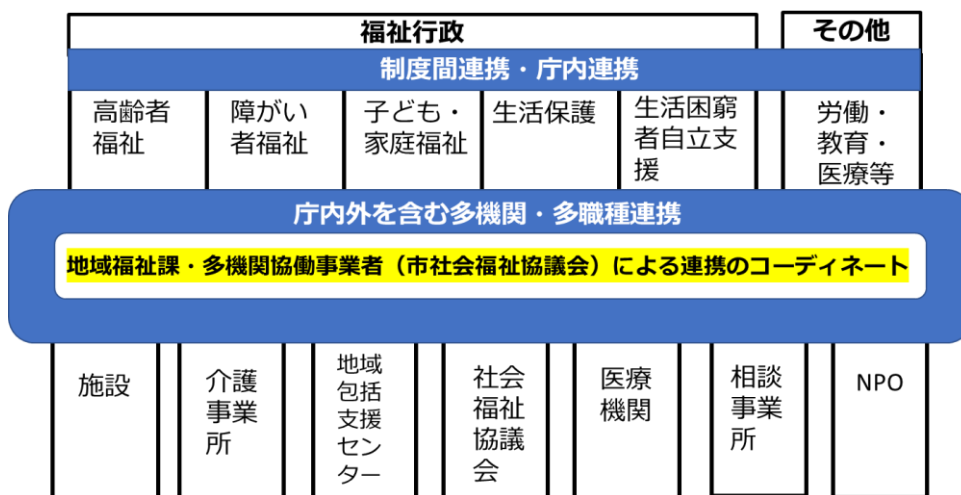
(3) 参加者

市、社会福祉協議会、相談支援包括化推進員、支援機関（実務者）等

5 連携体制の構築

介護・障がい・子ども・生活困窮分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、4 分野間の連携を強化し一体的な実施を図るとともに、市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に活用し、実施体制を構築する。また、労働、教育、医療等の福祉分野以外との連携も重要となるため、円滑な連携が可能となるよう、包括的相談支援受付シート（様式参照）の活用及び関係各課（資料参照）・関係機関等での研修会や意見交換会を実施し、相互に制度の理解を深め、連携体制を強化していく。

連携体制のイメージ図



資 料 編

1	盛岡市重層事業イメージ図	21
2	盛岡市相談支援フロー	22
3	包括的相談支援受付シート (No.1) (No.2) (No.3)	23
4	重層事業盛岡市関係各課一覧	26
5	地域包括支援センターに係る担当地区の詳細	27
6	社会福祉法抜粋 (重層的支援体制整備事業関係)	28
7	用語解説	30

盛岡市重層事業イメージ図

① 包括的相談支援事業

・世代や属性等を問わず包括的に相談を受け止める

関係部署

- ・子ども家庭総合支援センター
- ・健康増進課
- ・消費生活センター etc.

【高齢】
地域包括支援センター（11か所）
（長寿社会課）

【障がい】
基幹相談支援センター
My夢、自立支援プラザ、SSCM
（障がい福祉課）

【子ども】
子育て世代包括支援センター
（母子健康課）

【困窮】
盛岡市くらしの相談支援室
（生活福祉課）

連携

相談

課題解決
相談支援

相談

従来の体制で対応できている事案は引き続きこれまでの連携で対応

連携

複雑ケース 戻り

③ 地域づくり事業

・世代や属性等を問わず交流できる場や居場所を整備することが可能

一般介護予防事業・生活支援体制整備事業
地域活動支援センター事業
地域子育て支援拠点事業・地域づくり事業

生活支援コー
ディネーター
（SC）

ソーシャル
サポートセンター
もりおか

地域子育て
支援センター
（10か所）

民生
委員

地縁
組織

ボラン
ティア

地域

地域課題

困りごと

地域資源や拠点など

地域資源
（サロン・居場所など）



教育機関
（小・中・高）

相談
機関

企業

NPO
法人

司法

行政
各窓口

医療
機関

情報

アウトリーチ

連携

ワンストップ相談窓口

まるごとよりそいネットワークもりおか

⑤ 多機関協働事業

市社協・市地域福祉課が中心となりチームとして支援を進める

よりそい会議

※本人同意あり・個別ケース
定期開催+随時開催

⑥ 支援プランの作成

- ・情報共有・役割分担の協議
- ・プランの適切性の協議
- ・プラン終結時等の評価

支援機関等

まるごと推進会議

全体会（年3回）

- ・重層事業全体の実施状況の評価等
- ・各事業の取組内容・状況・課題等の共有

報告

報告

分科会

社会資源の
創出等を検討

ケース検討会

ケースを基に今後の支援の
ために必要な取組等を検討



④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

・支援が届いていない人に支援を届ける

② 参加支援事業

・社会とのつながりを作るための支援を行う
○BBM ○住みいるプロジェクト ○畑づくり

重層事業を実施することで可能となる会議

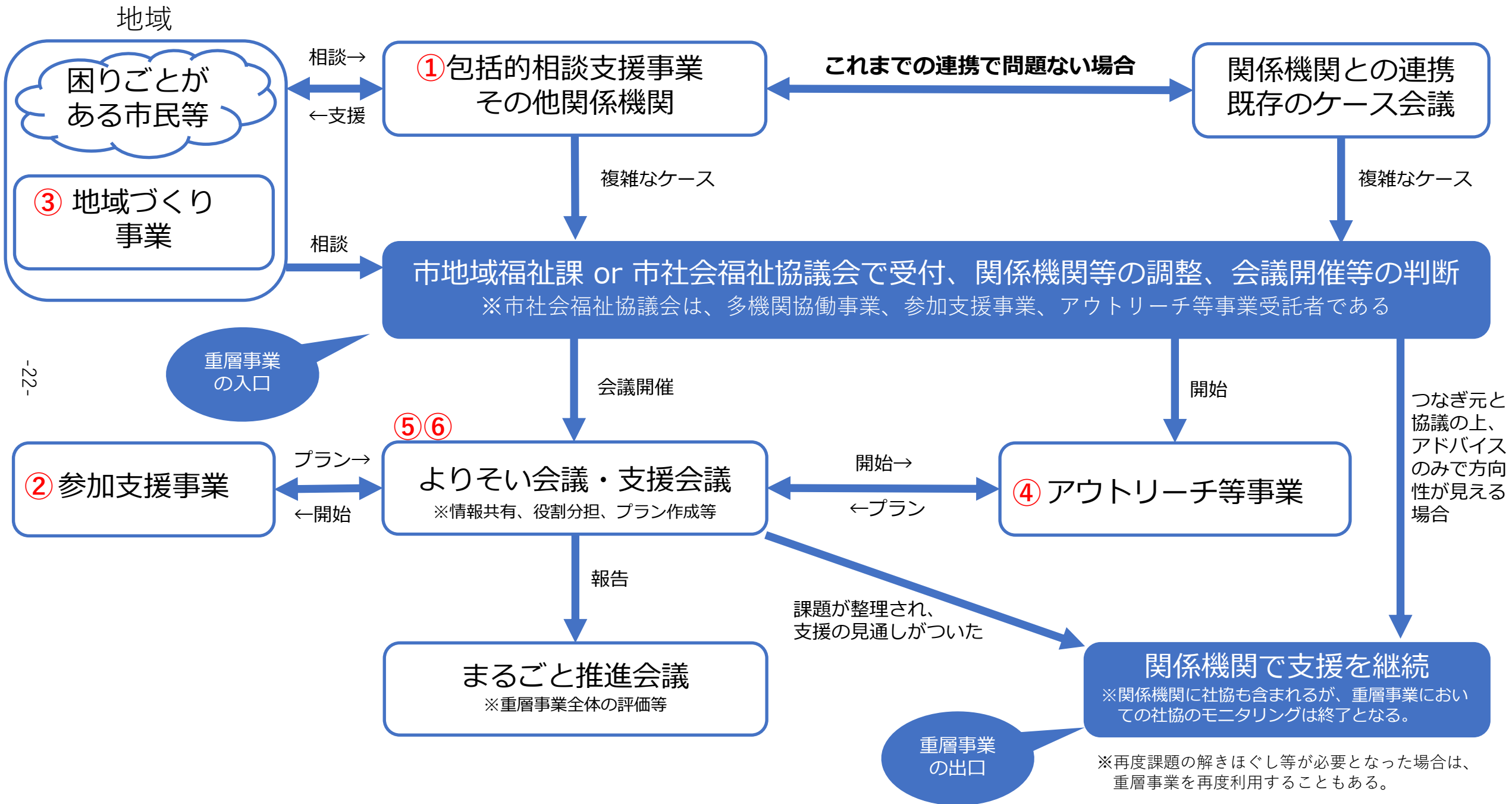
支援会議
（法106条の6）

・守秘義務とすることで、**本人の同意なしで開催可能** ・潜在的な相談者に支援を届けるために行うもの ・地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や地域における支援体制の検討を円滑にするもの。
・定期開催及び随時開催を併用する。定期開催日は、よりそい会議の定期開催日と同日とし、時間をずらして開催する。

盛岡市社会福祉協議会

21

2 盛岡市相談支援フロー



3 包括的相談支援受付シート (No.1)

相談方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来談 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他	受付年月日	
受付機関		受付者	

■基本情報 (相談対象者)

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 左記以外
氏名		生年月日	T S H R 年 月 日 年齢 歳
住所	〒 - 盛岡市		
電話	自宅 () -	携帯	- -
他支援機関等への相談の有無		<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無	
介護認定	<input type="checkbox"/> 有 [要支援 (級) ・要介護 (級)] <input type="checkbox"/> 無		ライフライン停止状況 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 無
障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 [身体 (種 級) ・療育 (A・B) ・精神 (級)] <input type="checkbox"/> 無		住居 <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()

■相談者が本人以外の場合

ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 左記以外
氏名		生年月日	T S H R 年 月 日 年齢 歳
住所	〒 -		
電話	自宅 () -	携帯	- -
相談対象者との関係	<input type="checkbox"/> 家族 (本人との続柄:) <input type="checkbox"/> その他 ()		

■相談内容

相談内容に○をつける。複数ある場合は、一番の困りごとに◎をつける。		
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと
ひきこもり・不登校	DV・虐待	食べるものがない
その他 ()		

現在の状況・経緯

3 包括的相談支援受付シート (No.2)

■相談内容

主訴	

■本人・家族の状況

No.	氏名	続柄	性別	年齢	同居/別居	困りごと等	支援	同意※
1		本人	1 男 2 女 3 不明		/		/	1 有 2 無 3 不明
2			1 男 2 女 3 不明		1 同居 2 別居 (市内) 3 別居 (市外)		1 必要 2 不要 3 不明	1 有 2 無 3 不明
3			1 男 2 女 3 不明		1 同居 2 別居 (市内) 3 別居 (市外)		1 必要 2 不要 3 不明	1 有 2 無 3 不明
4			1 男 2 女 3 不明		1 同居 2 別居 (市内) 3 別居 (市外)		1 必要 2 不要 3 不明	1 有 2 無 3 不明
5			1 男 2 女 3 不明		1 同居 2 別居 (市内) 3 別居 (市外)		1 必要 2 不要 3 不明	1 有 2 無 3 不明
6			1 男 2 女 3 不明		1 同居 2 別居 (市内) 3 別居 (市外)		1 必要 2 不要 3 不明	1 有 2 無 3 不明

ジェノグラム (男性：□、女性：○、不明：△、本人：二重線にする)

--

※家族それぞれの個人情報の取扱いについて

支援にあたり、必要となる対象者の情報 (税情報等含む) を、相談受付機関が関係機関 (市役所各課、社会福祉協議会等) へ提供すること及び関係機関から対象者の情報を収集することへの同意を確認する。

3 包括的相談支援受付シート (No.3)

■ 受付機関の対応

シート利用目的	<input type="checkbox"/> 重層事業へつなぐ(会議開催等)	<input type="checkbox"/> 連携先等不明	<input type="checkbox"/> 関係機関へつなぐ
受付機関での継続対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	緊急の必要性	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 1週間以内 <input type="checkbox"/> 1か月以内) <input type="checkbox"/> 無
相談者に伝えた担当者名			連絡先

相談受付者 (発出日 : _____)	➔	相談引継者 (受取日 : _____)
受付機関		引継機関
氏名 _____ 電話 _____		氏名 _____ 電話 _____
複数の関係機関 に引継ぐ場合	関係機関名 (_____)	

受付機関からの連絡事項
【すでに対応したこと、現在対応していること】
【今後対応を予定していること】
【受付機関としての困りごと】
【その他】
引継機関に対応してもらいたいこと

■ 引継機関の対応 (受付機関へ対応状況等を報告する)

【対応状況・方針】

相談引継者 (発出日 : _____)	➔	相談受付者 (受取日 : _____)
引継機関		受付機関
氏名 _____ 電話 _____		氏名 _____ 電話 _____

4 重層事業盛岡市関係各課一覧

		所属		主な内容	相談	地域づくり
福祉行政	1	保健福祉部	地域福祉課	重層事業の主管課・民生児童委員	○	○
	2	保健福祉部	障がい福祉課	障がい	○	○
	3	保健福祉部	生活福祉第一課・第二課	生活困窮・生活保護	○	
	4	保健福祉部	介護保険課	介護	○	
	5	保健福祉部	長寿社会課	高齢者福祉	○	○
	6	保健所	健康増進課	こころの健康相談	○	
	7	子ども未来部	子ども青少年課	子ども・子育て・ひとり親・女性相談	○	○
	8	子ども未来部	子ども家庭総合支援センター	子ども・家庭相談	○	
	9	子ども未来部	子育てあんしん課	保育所	○	
	10	子ども未来部	母子健康課	子育て相談	○	
	11	子ども未来部	子育て世代包括支援センター	子育て相談	○	
その他	12	市長公室	広聴広報課	市民相談	○	
	13	市長公室	都市戦略室	シティプロモーションの推進		○
	14	総務部	危機管理防災課	東日本大震災の被災者の暮らし	○	
	15	財政部	納税課	市税の納付	○	
	16	市民部	健康保険課	国保税の納付	○	
	17	市民部	都南総合支所	税、福祉関係の各種手続きの総合窓口	○	
	18	市民部	市民協働推進課	町内会・自治会		○
	19	市民部	男女共同参画推進室	男女共同参画の推進・女性相談	○	
	20	市民部	消費生活センター	消費生活相談	○	
	21	市民部	医療助成年金課	医療費助成・国民年金加入、国民年金保険料の免除手続き	○	
	22	環境部	環境企画課	公害・環境汚染	○	○
	23	環境部	資源循環推進課	ごみ	○	○
	24	建設部	おでかけ支援対策室	おでかけ支援		○
	25	建設部	建築住宅課	市営住宅	○	
	26	都市整備部	都市計画課	調整区域・空き家等の利活用	○	○
	27	農林部	農政課	農業		○
	28	玉山総合事務所	健康福祉課	健康相談	○	
	29	教育委員会	学務教職員課	学籍相談・就学援助	○	
	30	教育委員会	学校教育課	いじめ・不登校	○	
	31	商工労働部	経済企画課	若者・就職希望者への就業支援	○	
	32	市立病院	医事課	当院に入院・通院される患者	○	
	33	上下水道部	経営企画課	水道料金の支払い	○	

5 地域包括支援センターに係る担当地区の詳細

センター名	担当地区	主な町名
盛岡駅西口地域包括支援センター	西厨川・桜城	中央通・大通・菜園・大沢川原・開運橋通・長田町・材木町・梨木町・西下台町・盛岡駅前通・盛岡駅前北通・盛岡駅西通・中川町・新田町・城西町・境田町・天昌寺町・中屋敷町・大新町・北天昌寺町・稲荷町・大館町
仁王・上田地域包括支援センター	仁王・上田	内丸・本町通・名須川町・北山・上田・館向町・高松1～3・上田堤・三ツ割・三ツ割字
浅岸和敬荘地域包括支援センター	米内・山岸	愛宕町・山岸・山岸字・紅葉が丘・岩清水・下米内・下米内字・上米内字・桜台・浅岸・浅岸字・加賀野字
松園・緑が丘地域包括支援センター	松園・緑が丘	高松4・箱清水・上田字・緑が丘・東緑が丘・岩脇町・黒石野・東黒石野・松園・東松園・西松園・北松園・小鳥沢
五月園地域包括支援センター	築川・中野・城南・加賀野・杜陵・大慈寺	中ノ橋通・紺屋町・神明町・志家町・若園町・住吉町・上ノ橋町・天神町・加賀野・肴町・下ノ橋町・馬場町・清水町・南大通・八幡町・松尾町・大慈寺町・鉦屋町・神子田町・茶畑・中野・新庄町・高崩・東中野下道・山王町・東中野町・東中野字・小杉山・東新庄・東桜山・つつじが丘・東山・川目町・川目・東安庭・東安庭字・門・門字・新庄字・砂子沢・根田茂・築川
青山和敬荘地域包括支援センター	青山・東厨川・土淵	夕顔瀬町・北夕顔瀬町・前九年・安倍館町・青山・上堂・月が丘・西青山・南青山町・長橋町・中堤町・前潟・上厨川字・土淵字
みたけ・北厨川地域包括支援センター	みたけ・北厨川	厨川・みたけ・下厨川字
イーハトーブ地域包括支援センター	本宮・仙北・繫・太田	仙北・東仙北・南仙北・西仙北・仙北町字・本宮・本宮字・向中野・向中野字・下鹿妻字・上太田・中太田・下太田・猪去・上鹿妻・繫字・北飯岡
地域包括支援センター川久保	見前・津志田・乙部	三本柳・津志田・津志田町・津志田西・津志田中央・津志田南・東見前・西見前・乙部・大ヶ生・黒川・手代森
飯岡・永井地域包括支援センター	飯岡・永井	永井・下飯岡・上飯岡・飯岡新田・北飯岡・羽場・湯沢・湯沢東・湯沢西・湯沢南・流通センター北・向中野
玉山地域包括支援センター	巻堀・好摩・渋民・玉山・藪川	芋田字・上田字・川崎字・川又字・好摩字・渋民字・下田字・玉山字・寺林字・玉山永井字・玉山馬場字・日戸字・巻堀字・松内字・門前寺字・藪川字

※盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画より

6 社会福祉法抜粋（重層的支援体制整備事業関係）

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互

の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 用語解説

50 音順

用語	解説
アウトリーチ	必要な支援が届いていない場合、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。
CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）	地域福祉コーディネーターともいう。コミュニティ・ソーシャルワーク実践を担う専門職
コミュニティ・ソーシャルワーク	ひとりの生活を課題解決するために、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援（ケースワーク）だけでなく、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する活動
地域福祉	共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉
福祉コミュニティ	地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び付いた地域社会
福祉サービス	第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障がい者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）の二つに分けられる。